

年次休暇の取扱要領について（例規）

平成7年3月30日
兵警務例規第6号警察本部長

年次休暇の取扱要領についてを下記のように定め、平成7年4月1日から実施する。
なお、年次休暇の取扱いについて（昭和40年兵警務例規第22号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号。以下「勤務規程」という。）の規定に基づき、兵庫県警察に勤務する警察職員（以下「警察職員」という。）の年次休暇の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 年次休暇の取扱要領

- 1 病気休暇、特別欠勤等に該当する理由による願い出であっても年次休暇として承認して差し支えない。
- 2 勤務規程第38条第3項の規定により休日に勤務することを要する警察職員が、当該休日に年次休暇を取得した場合には、当該休日に係る年次休暇は、年次休暇の取得日数に積算されないものとする。

第3 年の中途において採用された警察職員の年次休暇付与日数

- 1 年の中途において新たに採用された警察職員については、その者の当該年の在職期間に応じて別表に掲げる日数（以下「基本日数」という。）とする。
- 2 次に掲げる警察職員にあっては、前記1にかかわらず、それぞれ定められた日数とする。
 - (1) 警察職員であった者で、新たに採用されて引き続き警察職員となったものは、新たに警察職員となる前に付与されていた年次休暇の日数から当該年に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。
 - (2) 任命権者を異にする他の部局の職員から引き続き警察職員となった者は、他の部局において付与された年次休暇の日数から当該年に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。
 - (3) 当該年の前年において国家公務員若しくは兵庫県職員以外の地方公務員であった者若しくは特定法人（沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人のうち公団、事業団又は独立行政法人をいう。）に使用されていた者（以下「国家公務員等」という。）で任命権者の要請に応じ当該年に引き続き警察職員となったもの又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者であって同条第1項の規定により当該年に引き続き警察職員となったものは、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から当該年に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基

本日数に満たない場合にあつては、基本日数) とする。

- (4) 当該年において国家公務員等となった者で任命権者の要請に応じ引き続き警察職員となったものは、国家公務員等となった日において新たに警察職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表の日数から、当該年に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

第4 年次休暇の繰越し

- 1 1 暦年における年次休暇の20日（当該1 暦年における全勤務日の8 割以上出勤しない警察職員にあつては、当該年に労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1 項及び第2 項の規定により与えられなければならない年次有給休暇（以下「法定休暇」という。）の日数）を超えない範囲内の残日数（1 日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）とする。
- 2 前年より繰り越された年次休暇がある警察職員から年次休暇の請求があつた場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- 3 法定休暇は、労働基準法に基づき在職年数に応じて付与する。この場合において在職年数の計算については、採用の年を1 年とし、国家公務員等として引き続いた在職期間で本県に引き続く在職期間は、本県の在職期間とみなして通算する。

第5 技能職員に対する年次休暇の時期指定

- 1 所属長は、技能職員（単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の適用を受ける警察職員のうち、年次休暇の日数が10日以上であるものに限る。以下同じ。）に係る年次休暇の日数のうち5 日については、技能職員ごとに意見を聴取し、その意見に配慮した上で、その時期を定めることにより与えるものとする。
- 2 前記1 の規定にかかわらず、年次休暇を技能職員の請求する時期に与えた場合（請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合に、他の時期にこれを与えた場合を含む。）においては、当該与えた年次休暇の日数（当該日数が5 日を超える場合には、5 日）分については、時期を定めることにより与えることを要しない。

別表（第3の1、第3の2の(4)関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2 日
1月を超え2月に達するまでの期間	4 日
2月を超え3月に達するまでの期間	5 日
3月を超え4月に達するまでの期間	7 日
4月を超え5月に達するまでの期間	9 日
5月を超え6月に達するまでの期間	10 日
6月を超え7月に達するまでの期間	12 日
7月を超え8月に達するまでの期間	14 日
8月を超え9月に達するまでの期間	15 日
9月を超え10月に達するまでの期間	17 日
10月を超え11月に達するまでの期間	19 日
11月を超え1年未満の期間	20 日